

国民健康保険事業広域化等支援基金の返還について

○ 自治体の事務負担を考慮し、都道府県から国への基金返還は原則一括返還とする。

(平成29年度に基金返還を実施するケース)

- ・ 今後事業を実施しないことが明らかであり、市町村からの貸付返済が完了(平成29年度中に貸付返済が完了する場合も含む)している場合(別紙ケース1)

(平成30年度以降に基金返還を実施するケース)

- ・ 市町村からの貸付返済は平成29年度までに完了するが、平成29年度中に交付等事業のみ実施する場合(別紙ケース2)
- ・ 市町村からの貸付返済が平成30年度以降も残る場合(別紙ケース3、4)

国民健康保険広域化等支援基金の返還スケジュールイメージ（案）

別紙

